

給水工事様式一覧

[illegible]

第 1 号様式（第11条関係）

水栓番号	
------	--

給水装置（新設・改造・撤去）工事施行承認申込書

（あて先）昭島市長

年 月 日

昭島市給水条例を契約の内容とすることに合意し、同条例第12条の規定に基づき、次のとおり申請します。

申込者の誓約事項 この工事に関する利害関係人の同意は、すでに申込者が得ていますが、万一、利害関係人その他の者から異議があっても、すべて申込者の責任において解決します。 設置した給水装置を使用する見込みがなくなったときは、自己負担により撤去します。	工 事 場 所 (住居表示)		昭島市 町 丁目 番 号			
	申 込 者 住 所 (フリガナ) 氏 名		電話番号 ()			
	利 害 関 係 人	家屋所有者 住所・氏名	⑩			
		土地所有者 住所・氏名	⑩			
本管所有者 住所・氏名		⑩				
<table><tr><td>技術管理者</td></tr><tr><td></td></tr></table>	技術管理者		指定給水装置工事事業者 住所・氏名 (代 理 人)		電話番号 ()	
	技術管理者					
指定給水装置工事事業者 指定番号		第 号				
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者 氏 名		⑩				
水道使用用途		給 水 方 式	3直 増圧 受水タンク			
しゅん工予定	年 月 日	分岐工事予定日	年 月 日			
受 付 年 月 日		番 号 第 号	協定書 有・無			
				下水受付 有・無		
開 発 番 号	—	☐ 管理図記入 ☐ 台帳照合 ☐ SC ☐ リンク ☐ 属性				
管 理 図	—	備考				
設 計 審 査	年 月 日	検査決裁				
分岐工事検査	年 月 日	工事決裁				
しゅん工検査	年 月 日	分岐検査				
水道メーター	口径	mm				
	番号	—				
	指針	m³				
設計審査手数料 円	工事検査手数料 円					
分岐工事手数料 円	道路占用申請手数料 円					
		しゅん工				
		給水係長				
		水道メーター				
		設計審査				
		開 栓				
		受 付				

※指定給水装置工事事業者は、完成装置引渡し時に完成図を施行主に提出すること。

第2号様式（第12条関係）

給水装置（新設・改造・撤去）工事変更・取消届

（あて先）昭島市長

			水 栓 番 号			
工 事 場 所	昭島市	町	丁目	番 号	届 出 月 日	
申込者住所氏名	市	町	丁目	番 号	摘 要	
指定給水装置工事 事業者 住所氏名						
理 由						

技術管理者	工務課長	給水係長	担当者	受 付

給水装置所有者名義変更届

課長	係長	係

(あて先) 昭島市長

年 月 日

給水装置所在		昭島市	町	丁目	番	号	水栓番号
新所有者	住所						
	氏名	電話 ()					
旧所有者	住所						
	氏名	電話 ()					
変更理由		売買 ・ 相続 (旧所有者との関係) ・ その他 ()					
旧所有者より署名捺印が得られないので、下記の書類を添付します。							
☐ 売買	売買契約書の写し・全部事項証明書 (登記簿謄本) の写し・()						
☐ その他							

ご注意 本届出に関し、後日利害関係人から異議が生じても当市はその責任を負いません。

水栓番号	～
------	---

年 月 日

この工事に関する
利害関係人の同意は、
すでに申込者が得てい
ますが、万一、利害関
係人その他の者から異
議があっても、すべて
申込者の責任において
解決します。

技術管理者

一申込者の誓約事項—
この工事に関する
利害関係人の同意は、
すでに申込者が得てい
ますが、万一、利害関
係人その他の者から異
議があっても、すべて
申込者の責任において
解決します。

技術管理者

工 事 場 所
(住居表示)

昭島市 町 丁目 番 号

申 込 者
住 所
(フリガナ)
氏 名

電話番号 ()

利 害 関 係 人

家屋所有者
住所・氏名

土地所有者
住所・氏名

本管所有者
住所・氏名

栓番 号

指定給水装置工事事業者 住所・氏名

(代理人)

電話番号 ()

指定給水装置工事事業者 指定番号

第 号

給水装置工事主任技術者 氏名

着 手 予 定

年 月 日

しゅん工予定

年 月 日

受 付

年 月 日

下水受付 有・無

開 発 番 号

—

管 理 図

—

☐管理図記入 ☐台帳照合 ☐SC ☐リンク ☐属性

設 計 審 査

年 月 日

しゅん工検査

年 月 日

水道メーター

口 径

mm

個数

個

番 号

～

指 針

m³

設計審査手数料 円 × 個

工事検査手数料 円 × 個

検査決裁

工事決裁

工務課長

しゅん工検査

給水係長

水道メーター

設計審査

開 栓

受 付

※ 指定給水装置工事事業者は、完成装置引渡し時に完成図を施行主に提出すること。

指定給水装置工事者分岐工事申込書			管理課 確認印	
年 月 日 申込 配水管からの給水管分岐工事を施工したいので下記のとおり申し込みます。				
工 事 箇 所	町	丁目	番	号
申 込 者 名 (指定給水装置工事事業者名)	(担 当)			
施 工 主 氏 名				
施 行 予 定 年 月 日	月	日 (曜日)	時	分頃
施 行 実 施 年 月 日	月	日 (曜日)		
分 岐 工 事 施 行 者 氏 名				
配水管径・管種及び給水管径	配水管 φ mm	給水管 φ mm		
受付日 月 日				

三階までの直圧直結給水に関する条件承諾書

年 月 日

昭 島 市 長 殿

給水装置の設置場所	町 丁目 番 号
設置者（所有者）の 住所・氏名	町 丁目 番 号 氏名 連絡先
管理人の住所・氏名	町 丁目 番 号 氏名 連絡先
親メーターの水栓番号	
子メーターの水栓番号	

三階までの直圧直結給水を行うにあたり下記の条件を承諾します。

記

1 使用者への周知

次の事項を理解し使用者周知するとともに、給水について異議申し立てを市に一切いたしません。

- ① 建物の階数、所要水量、配水管の水圧その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、ポンプ等の補助設備を設置します。その場合は市に届出ます。
- ② 制限給水時、事故時、水道施設の工事等により、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良は、一階部又は、二階部の給水栓を使用します。

2 親メーター取替時等の措置

計量法に基づくメーターの取替え及びメーター異状等による取替えの際、メーターバイパスユニットを設置しないものは、断水となることを承諾するとともに使用者等へ周知し、メーターの取替えに協力します。

3 損害の補償

上記給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し市若しくは、その他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

4 管理人等の変更の届出

所有者又は管理人を変更するときは、市に届け出ると共に、変更後の所有者又は管理人にこの条件承諾書を継承します。

5 既設配管使用の責任

既設の受水タンク以下の装置を使用した場合は、これに起因する漏水等の事故について設置者（所有者）又は使用者等の責任において解決すると共に、市の指示に従い速やかに改善します。

6 子メーター前後の配管構造

子メーターとして市のメーターを設置する場合は、メーターとの接続及びメーター前後の配管に、市が指定した材料を使用します。

7 子メーターの管理等

- ① 子メーターとして市のメーターを設置した場合は、メーターの管理及び検針に支障がないよう努めます。
- ② オートロック式建物の場合は、各戸メーターの検針、メーターの取替え等、市の業務が支障なく行えるよう入館方法を提示します。

8 総括メーターの使用水量と個別検針した合計使用水量との差が、総括メーターの使用水量の5%を越える場合は、5%を含めてその超える水量分の料金を所有者又は使用者が負担します。

9 条例及び規程の遵守

上記各項の他、取扱い上なお必要な事項については、昭島市給水条例及び同施行規程を遵守して施行します。

10 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に熟知させ、上記給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、市に一切迷惑をかけません。

増圧給水設備設置（□新設・□既設使用）条件承諾書

年 月 日

昭 島 市 長 殿

給水装置の設置場所	町 丁目 番 号
設置者（所有者）の 住所・氏名	町 丁目 番 号 氏名 連絡先
管理人の住所・氏名	町 丁目 番 号 氏名 連絡先
親メーターの水栓番号	
子メーターの水栓番号	

増圧給水設備を設置するに当たり、下記の条件を承諾いたします。

記

1 使用者等への周知

次の事項を理解し使用者に周知させるとともに、給水について異議・申し立てを市に一切いたしません。

- ① 市が行う配水管工事等において、受水タンクのような貯留機能がないため、水の使用ができなくなることを承諾します。
- ② 停電・故障、制限給水時、事故時、水道施設の工事等による、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が発生した場合は、共用の直圧給水栓を使用します。
- ③ 増圧給水設備を設置した場合は、昭島市給水条例施行規程第9条の2に基づき、一年以内に一回の定期点検を行うとともに、必要の都度、随時に保守点検又は修繕を行います。

2 親メーター取替時等の措置

計量法に基づくメーターの取替え及びメーター異状等による取替えの際、メーターバイパスユニットを設置しないものは、断水となることを承諾するとともに使用者等へ周知し、メーターの取替えに協力します。

3 損害の補償

上記給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し市若しくは、その他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

4 管理人等の変更の届出

所有者又は管理人を変更するときは、市に届け出ると共に、変更後の所有者又は管理人にこの条件承諾書を継承します。

5 既設配管使用の責任

既設の受水タンク以下の装置を使用した場合は、これに起因する漏水等の事故について設置者（所有者）又は使用者等の責任において解決すると共に、市の指示に従い速やかに改善します。

6 子メーター前後の配管構造

子メーターとして市のメーターを設置する場合は、メーターとの接続及びメーター前後の配管に、市が指定した材料を使用します。

7 子メーターの管理等

- ① 子メーターとして市のメーターを設置した場合は、メーターの管理及び検針に支障がないよう努めます。
- ② オートロック式建物の場合は、各戸メーターの検針、メーターの取替え等、市の業務が支障なく行えるよう入館方法を提示します。

8 水道料金

総括水道メーターの使用水量と増圧給水設備以下各戸水道メーターの使用水量との差が、総括水道メーターの使用水量の5%を越える場合は、5%を含めてその超える水量分を、乙が負担するものとする。

9 条例及び規程の遵守

上記各項の他、取扱い上なお必要な事項については、昭島市給水条例及び同施行規程を遵守して施行します。

10 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に熟知させ、上記給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、市に一切迷惑をかけません。

増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表

水栓番号	
------	--

1 増圧直結給水設備の共通項目（廃止の場合は※のみ記入）

申請年月日	※	年	月	日
完成年月日	※	年	月	日
所在地	※	町	丁目	番 号
建物名称	※	(廃止の場合は、旧建物名称を記入)		
所有者名		電話 ()		
管理会社名		電話 ()		
指定事業者名	※	電話 ()		
建物の階高等	地上【	階】	地下【	階】 最大給水高さ【 m】
建物の主な用途	☐ 住宅【 戸】 ☐ 事務所【 戸】 ☐ 店舗【 戸】 その他（用途： ）			
給水管の口径	※	mm	メーター設置方式	☐ 子メーター設置あり ☐ 総括方式
親メーターの口径	※	mm	バイパスユニットの設置	☐ あり ☐ なし
子メーター設置 の 場 合	① 住 宅 部 分	【 mm 個】	【 mm 個】	【 mm 個】
	② 非住宅部分	【 mm 個】	【 mm 個】	【 mm 個】
	③ 共 用 部 分	【 mm 個】	【 mm 個】	【 mm 個】
直結の共用栓	☐ メーターあり【 mm 個】 ☐ メーターなし			

2 増圧給水設備の記入項目（廃止の場合は記入不要）

給 水 形 態	増圧給水設備 以下の給水	☐ 各戸への直送方式【 ～ 階】（最高給水階高を記入）		
		☐ 高置水槽方式 【 ～ 階】 有効容量【 m ³ 】		
	その他の給水	☐ 直圧給水方式 【 ～ 階】（※直結の共用栓を除く）		
		☐ 受水タンク方式 【 ～ 階】		
	既設配管の使用	☐ あり		
☐ なし				
計画瞬時最大使用水量【 L / min】		計画1日最大使用水量【 m ³ / 日】		
増 圧 給 水 設 備	ポンプ	製造業者名	電話 ()	
		機種型式番号		
		緊急時連絡先	電話 ()	
	逆流防止	種類	☐ 減圧式	
		設置位置	☐ ポンプの上流側 ☐ ポンプの下流側	
		製造業者名等	製造業者： 機種型式番号：	
配水管から設備設置位置までの鉛直高さ（H）		m	設定値 P は次式を満たすこと $0 \leq 7 - H \leq P$	
配水管圧力低下時のポンプ停止設定値（P）		m		

増圧給水設備以下の給水装置の維持管理

お客さまの水道は、増圧給水設備及びこれに付属する設備が設置されていますが、この設備を設置した場合、適正な維持管理を行わないと給水に支障が生じるおそれがあります。つきましては、次の事項を十分ご理解のうえ、使用するよう心がけてください。

増圧給水設備以下の給水装置の維持管理上の注意事項

- ① 増圧給水設備及びこの設備以下の装置は水道法上の給水装置であり、昭島市給水条例第10条により管理上の責任は所有者、使用者の方々ご自身にあります。
- ② 正常な給水、逆流の防止等、設備の機能維持の観点から、増圧給水設備について1年以内ごとに1回の定期的な保守点検を行う必要があります。
- ③ 増圧給水設備の周囲は常に清潔に保ち、雨水や汚水などに設備が水没するようなことのないように注意してください。
- ④ 地震、その他の異常があった場合など必要と認められるときには、そのつど点検を行ってください。
- ⑤ 増圧給水設備以下の給水装置の改造、修繕工事などの工事を行うときは、昭島市指定給水装置工事事業者に依頼してください。
- ⑥ 水道メーターの取替え作業が容易に行え、水道部の検針に支障がないようにしてください。

事 故 時 の 対 応

- ① ポンプ停止等設備の故障の修理等は、増圧給水設備の製造業者等が対応します。緊急時の連絡先は、設備に明示してありますので確認しておいてください。
- ② 停電及び増圧給水設備の故障等により、給水に支障が生じた場合でも、配水管の水圧が通常であれば、通電又は修理が完了するまで1階等に設置してある給水栓が使用できます。
- ③ 水道部の工事等により断水や濁水が発生する場合は、あらかじめ水の汲み置き等をお願いします。

賃 貸 す る 場 合

この設備を設置した建物を第三者に賃貸する場合は、使用者等にこの設備の使用上の注意等を熟知させてください。

損 害 の 補 償

この設備に起因して逆流又は漏水が発生し損害が生じた場合の補償は市はいっさい負いませんのでご承知願います。

調 査 の 承 諾 と 改 善 指 示 の 履 行

この設備の構造、材料及び維持管理状況等に監視、市が必要と認めたときは調査させていただきます。又、調査の結果不適正な場合は改善を指示しますのでこれを指定期間内に履行してください。

所 有 者 ま た は 管 理 人 の 変 更 の 届 け 出

所有者または管理人に変更があった場合は、速やかに市に届け出てください。

昭 島 市 水 道 部

貯水槽水道（設置・変更・廃止）届

年 月 日

昭島市長 殿

届出者 住 所

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

注）届出者は、貯水槽水道を設置する者（建物の所有者等）です。

昭島市給水条例第43条の4の規定により、貯水槽水道について、次のとおり届出をします。

☐には✓をご記入ください。

水栓番号

建 物 名 称	旧建物を解体（旧建物名称： ）		
建 物 所 在 地			
管 理 者	☐ 自主管理	住所	※自主管理で届出者と同じ場合は記入不要
	☐ 委託管理	氏名又は名称	電話番号

施工後の建物概要

建 物	用 途	☐ 共同住宅（ ）戸 ☐ 一戸建て住宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 工場 ☐ ホテル等 ☐ 学校等 ☐ 病院等 ☐ 社会福祉施設等 ☐ 保育所等 ☐ その他（ ）					
	竣工年月	年 月	階 数	地上 階・地下 階	直結栓	有 ・ 無	
設 備	親メーター口径	φ mm	取出口径	φ mm	市子メーター	有（ 個）・ 無	
	受 水 槽	設置場所	屋内・屋外・（ 階部）		材質	FRP・コンクリート・その他（ ）	
		有効容量	① m ³ ・② m ³		槽数	有（ 槽）・ 無	
	高置水槽	設置場所	屋内・屋外・（ 階部）		材質	FRP・コンクリート・その他（ ）	
		有効容量	① m ³ ・② m ³		槽数	有（ 槽）・ 無	

給 水 方 式	施 工 前	☐ 受水槽+高置水槽 ☐ 直結給水方式（増圧直結給水方式を含む） ☐ 受水槽のみ ☐ その他（ ） ☐ 増圧ポンプ+高置水槽 ※新設の場合は選択不要
	施 工 後	☐ 受水槽+高置水槽 ☐ 直結給水方式（増圧直結給水方式を含む） ☐ 受水槽のみ ☐ その他（ ） ☐ 増圧ポンプ+高置水槽

☐ 設置・ ☐ 変更・ ☐ 廃止 年月日		年 月 日
設置理由	☐ 直結給水が認められない建物（化学薬品を扱う施設、市の配水管の水圧低下をきたす施設等） ☐ 設置が適当な建物（断水時の影響が大きい施設、常時一定の水圧が必要な施設等） ☐ 配水能力不足（市の配水管の口径が小さい等） ☐ メーター口径が大きい ☐ 貯留機能の確保（震災時における断水対策） ☐ その他（ ）	
☐ 変更理由 ☐ 廃止理由	☐ 水槽の数や容量等を変更するため（例：受水槽+高置水槽 → 増圧ポンプ+高置水槽）（変更） ☐ 建物の取り壊し・建て替えのため（廃止） ☐ 直結給水方式（増圧直結給水含む）に切り替えるため（廃止） ☐ その他（ ）	

注）この用紙は、保健所又は福祉保健局に提出いたしますので、あらかじめご了承ください。

貯水槽以下装置水道メーター設置条件承諾書

年 月 日

昭島市長 殿

貯水槽以下装置水道メーター設置 承認申請者	町 丁目 番 号 氏名 電話番号
貯水槽以下装置所有者	町 丁目 番 号 氏名 電話番号
給水装置所有者	町 丁目 番 号 氏名 電話番号
貯水槽以下装置所在地 施 設 名	町 丁目 番 号
給水装置の水栓番号	
貯水槽以下装置の水栓番号	～
管理人	町 丁目 番 号 氏名 電話番号
管理人 変更届 年 月 日	町 丁目 番 号 氏名 電話番号

※管理人の変更があった場合は、下段を使用する。

貯水槽以下装置に水道メーターを設置するにあたり、次の条件を承諾いたします。

- 1 貯水槽以下装置（以下「この装置」という。）の維持管理及び水質に関する責任は、一切、所有者又は使用者が負うとともに、必要の都度、定期又は随時に点検を行い、メーターの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染され又は漏れることの無いよう努めます。なおこの装置において漏水が発生した場合、その漏水により市に与えた損害は所有者又は使用者が負担します。
- 2 この装置は次の条件に適合する構造とします。

〔給水形態〕

自然流下給水構造又はポンプ直送給水構造のものとし、かつ、井戸水、その他の水が混合しないものであること。

〔配管構造〕

- ① 停滞空気の発生しない構造であること。
- ② 衝撃防止、逆流防止及び凍結防止のための措置が講じられていること。
- ③ ポンプの加熱防止用に吐出する水及び圧力タンクの自動吸気に伴う排水は、受水タンクへ還流する構造とする。
- ④ 各戸のメーター取り付け位置における最大圧力（静水圧）は原則として0.4 MPa以下とする。
- ⑤ メーターに近接して上流側に止水器具を、下流側に止水器具又は逆止弁を設置する。なお、ポンプ直送給水構造のものについては、下流側には逆止弁をせっちする。
- ⑥ メーターとの接続及びメーター廻りの配管には、市が規定した材料を使用すること。

〔メーター設置環境〕

- ① メーター損傷の危険がなく、かつ、メーターが水平に取付けられている構造であること。
- ② メーター室は漏水やメーター取外し時の戻り水などによる被害を防止するため、防水・排水の措置が講じられていること。
- ③ メーター室の広さ及び集合住宅の各戸にメーターを設置する場合は、市の基準に適合していること。
- ④ メーターの取替え及び検針、止水栓操作等の作業が容易に行えるものであること。

- 3 この装置に対し、市メーターの管理上必要があると認めたときは、構造及び材料などの調査を行うことを承諾します。
また、調査により指示された事項は、指定期間内に完全に履行します。
- 4 この装置の設置工事は、昭島市指定給水装置工事業者に施行させます。
- 5 上記各項の条件について、取り扱い上なお必要な事項については、給水条例及び同施行規定を遵守して施行します。
- 6 オートロック式建物等の場合は、各戸のメーターの検針、メーターの取替え等、水道部の業務が支障なく行えるよう、入館方法を提示します。
- 7 上記各項の条件を使用者に周知させ、装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し市に一切迷惑をかけません。
- 8 この装置の維持管理及び市に対する連絡などの事項を処理するために、給水条例第7条第4号に基づき管理人を選定し届出ます。また給水条例第27条第2項第3号に基づき届出内容に変更があったときも届出ます。
- 9 この装置の所有者を変更するときは、新所有者にこの装置が条件付きのものであることを熟知させるとともに、直ちに所有者の変更を市に届け出ます。
- 10 総括メーターの使用水量と個別検針した合計使用水量との差が、総括メーターの使用水量の5%を越える場合は、5%を含めてその超える水量分の料金を所有者又は使用者が負担します。

メーター設置表

水道所在地		昭島市	町	丁目	番	号
建物の名称						
申込者 住所・氏名		〒 氏名				
		住所 連絡先				
給水装置の形態 (該当箇所に○)		直結 ・ 貯水槽 ・ 増圧				
No.	部屋番号等	メーター口径	水栓番号	メーター番号		検満
指定給水装置事業者		会社名				事業者番号
		担当者				
備考						

部屋番号等の記入順

直結 : ①部屋の若い順 ②共用栓 (例101→102→103→201…共用栓)

貯水槽・増圧：①親メーター ②部屋の若い順 ③ 貯水槽、増圧以下の共用栓 ④直圧直結の共用栓

(貯水槽・増圧の場合、申請書は複数になりますが、メーター設置表は代表して1枚にまとめてください。)

既設の水栓番号は、原則として共用栓又は親メーターに引き継ぎます。

2022.3

住宅用スプリンクラー設置条件承諾書

年 月 日

昭 島 市 長 殿

水栓番号	
住宅用スプリンクラー 設備がある装置の場所	町 丁目 番 号
設置者（所有者） の住所・氏名	町 丁目 番 号 (フリガナ) 氏名 電話番号

住宅用スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾します。

記

- 1 災害・その他正当な理由（制限給水時、事故時、水道施設の工事等）によって、一時的な断水や水圧低下等により、住宅用スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じて、市が一切責任を負わないことを認めます。
- 2 住宅用スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じて、市が一切責任を負わないことを認めます。
- 3 住宅用スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸する場合には、本設備は条件付きであることを賃借人に熟知させます。
- 4 本設備の設置者(所有者)を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、変更後の設置者(所有者)より市へ届け出ます。

活水器等設置申請書

年 月 日

昭 島 市 長 殿

水栓番号	
活水器等の設置 場所（所在地）	町 丁目 番 号
申請者（所有者） の住所・氏名	町 丁目 番 号 (フリガナ) 氏名 電話番号 建物名称
活水器等の型式名	

記

給水装置の主管部への活水器又は浄水器等の設置について、下記の条件を承諾の上申請します。

記

（水質責任について）

- 1 市の水質責任範囲は、活水器等の上流までとし、これより下流は申請者（所有者）の責任で管理します。

（維持管理について）

- 2 給水条例第10条「給水装置の管理」の規定に基づき、活水器等の使用に応じて適正な管理を行います。

（利害関係人への周知）

- 3 集合住宅等申請者（所有者）以外の使用者がいる場合は、活水器等の使用状況及び管理責任等について説明し、使用についての承諾を得ておきます。

（その他）

- 4 活水器等に起因して問題が生じた場合は、申請者（所有者）が責任を持って解決します。

給水補助加圧装置設置条件承諾書

年 月 日

昭 島 市 長 殿

申請者（所有者）
住 所
氏 名
設置場所の所在地

給水補助加圧装置の設置について、下記の条件を承諾の上申請します。

記

- 1 給水補助加圧装置の機能を適正に保つため、定期点検を行うとともに、必要のつど随時に修繕を行います。
- 2 制限給水時等水圧低下に伴う出水不良が発生した時や、断水時等には、給水補助加圧装置の使用を一時的に中止します。
- 3 給水補助加圧装置に起因して逆流が発生し、市または、他の使用者に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。
- 4 その他給水補助加圧装置に起因して問題が生じた場合は、申請者が責任をもって解決します。

受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請（届出）書

年 月 日

昭島市長 殿

設置場所	昭島市 町 番地 号 マンション名等
所 有 者	昭島市 町 番地 号 所有者名 連絡先
管理責任者 (管理会社等)	管理会社名 管理会社所在地 責任者名 連 絡 先

受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓の設置に当たって、下記の事項を誓約します。

記

【誓約事項】

- ① 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。
また、設置に当たっては、受水タンクの強度を損なうことのないよう、指定給水事業者や製造業者と調整し設置すること。
- ② 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。
- ③ 非常用給水栓は、災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。
- ④ 昭島市給水条例第43条の5に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む）を適切に管理すること。
- ⑤ 非常用給水栓が破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。
また、破損、損傷による漏水や災害時以外一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。
- ⑥ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の設置状況が判る写真を提出すること。
- ⑦ 所有所、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。

水道部記入欄

水栓番号

--

〔設置確認欄〕

課長	係長	担当者

〔受付欄〕

課長	係長	担当者

給水管（取付・撤去）工事 主任技術者チェック表

- チェック表は、仮復旧までの工事記録写真帳とともに綴り込み、提出すること。

施 工 日	年 月 日 ()	チェック時間	: ~ :
施工場所	昭島市 町 丁目	番 号	
水栓番号		施工主	
道路占用許可No.	第 号 工事期間	年 月 日～	年 月 日
道路使用許可No.	第 号 使用期間	年 月 日～	年 月 日
チェック項目			評価
道路使用許可証	「掘削及び道路復旧予定図」（設計図）を携帯しているか、掘削位置に間違いはない。		
	道路使用許可証を携帯しているか。		
	道路使用許可証の許可期限は過ぎていないか。		
	工事表示板・迂回表示板の記載内容は適正か。		
	「通行止め」実施時に、迂回表示板を設置しているか。		
	保安柵は道路使用許可条件どおりに配置しているか。		
	交通誘導員は道路使用許可条件どおりに配置しているか。		
	歩行者通路の確保は適正か。歩行者の誘導は適切に行なわれているか。		
掘削・復旧	カッターを使用しているか。掘削は所定の形状か、土留工は適正か。		
	覆工板のバタツキ、ズレ、段差はないか。		
	埋戻し材料は適正か。また、埋め戻しの際の転圧は十分か。		
	在来路面と仮復旧路面に段差はないか。		
	仮復旧後、路側帯等の仮標示は適切か。		
穿孔・配管	管種（モルタルライニング管又は粉体塗装管）に応じた穿孔ドリルを使用しているか。		
	使用器材・配管材料は適正か。		
	穿孔状況は適正か。撤去状況は適正か。		
	コアの挿入は適正か。		
	配管状況及び埋設深度は適正か。		
	耐圧試験を行い、漏水がないことを確認したか。		
	給水管取り出し後、水質確認（残留塩素濃度測定）を行ったか。 [残留塩素濃度測定値 mg/L]		
他	取り出し後、分岐位置及び仕切弁の設置位置、配管寸法・深度・掘削面積を実測し、記録したか。		
	工事区域の清掃は適切か。		

※ 評価は「○」印によりチェックする。なお、未施工等、評価に該当しない項目には「／」を記入すること。

※ 適正な場合、該当項目に「×」印を記入する。

※ 太線内の「穿孔・配管」は、主任技術者が必ずチェックすること。その他の項目のチェックは現場責任者でも可とする。

年 月 日

給水装置工事主任技術者名

免状交付番号

昭島市指定給水装置工事事業者名指定番号 号

給水装置工事自主検査チェック表

自主検査日	令和 年 月 日 ()	水栓番号	
施 工 場 所	昭島市 町 丁目 番 号		
工事申込者 (施工主)			
自主検査項目			評定
現 地 と 図 面 の 確 認	管の延長		
	管の埋設深度		
	管の接合方法		
	分岐、屈曲、径落し箇所及び工法		
	逆流防止機器の設置状況、吐水口空間の確保及び器具の取付方法		
	メーター設置基準及びメーターボックスの設置状況		
	クロスコネクションがないこと		
	給水管防護方法		
	「設計図及び完成図の作成要領」により、完成図面が正しく作成されていること		
	完成図と現地の相違が無いことの確認		
構 造 ・ 指 定 材 料	給水装置の構造及び材質が、政令第6条の基準に適合していることの確認		
	止水栓きょうのマーク確認 (乙止水栓がステンレス製の場合はSマーク、既設などで砲金製の場合は水マーク)		
	丙止水栓が指定品(逆止弁付きボール止水栓)である確認		
	メーターボックスふた(水道用メーターます等の明示)の確認		
耐圧	乙止水栓より下流側の装置 1.75Mps、1分間以上(管種により安全な水圧可) 漏水及び変形、破壊その他の異常が無いことを確認		
水 質	残留塩素の測定 0.1mg/以上		
	臭気、味、色、濁り等は目視により異常がないことを確認		
通水	誤配管が無い、吐水状況、メーターの逆取付けが無いことを通水し確認		
他	工事申込者(施工主)への説明(工事内容、使用材料、名義変更届など)		
	工事申込者(施工主)へ工事完成図の提出		

※ 評定は「○」印によりチェックする。なお、未施工等、評定に該当しない項目には「／」を記入すること。

※ 不適正な場合、該当項目に「×」印を記入する。

上記の事項について、給水装置工事の自主検査を行いました。

令和 年 月 日

給水装置工事主任技術者名

免状交付番号

昭島市指定給水装置工事事業者名 指定番号 号

管 理 人 選 定 (変 更) 届

課 長	係 長	係

(あて先) 昭 島 市 長 殿

年 月 日

水 道 所 在 地		昭 島 市	町	丁 目	番 号	水 栓 番 号
管 理 人		住 所				
		氏 名	電 話 ()			
旧 管 理 人		住 所				
		氏 名	電 話 ()			
変 更 日		備 考				

年 月 日

ご注意 本届出に関し、後日利害関係人から異議が生じても当市はその責任を負いません。